

『中部哲学会年報』第50号にあたって

中部哲学会 委員長 宮原勇 (名古屋大学)

この度、中部哲学会の委員会では『中部哲学会年報』が第50号になるのを記念して、直近の三人の委員長にご寄稿をお願いいたしました。平成13年度から委員長を務められた名古屋大学の山田弘明先生、平成19年から委員長を務められた南山大学の服部裕幸先生、そして平成25年から委員長を務められた名古屋大学の金山弥平先生のお三方です。

山田先生は、「ライプニッツから見たバイエ『要約デカルト氏の生涯』」、服部先生は、「意味論と語用論の間—意味論的最小主義vs文脈主義—」、そして金山先生は、「共にあること、共に進むこと—プラトン『饗宴』『プロタゴラス』』といった、それぞれの分野での碩学の御論考とあって、どれも引き込まれるようなテーマであり、読み応えのあるものと拝察されます。お三方ともご多忙の中、執筆の労をお執りいただいたことに対しまして、心より感謝したいと思います。

さて、この紹介文を書くに当たって、中部哲学会の歴史とこの機関誌の歴史を、残されたわずかばかりの史料によって、辿ってみました。まず、中部哲学会の歴史ですが、昭和62年度の機関誌『中部哲学会紀要』第20号に掲載されている「中部哲学会・大会一覧」を参考にご紹介いたします。まず創立総会は昭和27年9月30日に名古屋大学にて開催されたとあります。その年の大会での研究発表等に関しては、記載がございません。翌、昭和28年度の大会は信州大学にて開催され、上山春平氏の「西田幾多郎の時代区分」、津田元一郎氏の「普遍論争」という2本の発表が記録されています。

実は、現在中部哲学会事務局には昭和52年度『中部哲学会会報』第10号からの

冊子が残っているのみで、それ以前の号はまったく存在しません。第20号の大会開催の記録によりますと、昭和44年から46年度はなぜか「ない」となっているのので、『中部哲学会会報』の第1号は、昭和40年度のもので推測されます。それまでも大会が毎年開催されるとは限らないようで、昭和27年度に創立されたにもかかわらず、昭和31年度、36年度、38年度は大会が開催されませんでした。しかも、現在は『中部哲学会年報』と題されているこの機関誌も、当初は、『中部哲学会会報』であり、それが、昭和62年度の第20号からは、『中部哲学会紀要』となり、そして平成9年度の30号からは『中部哲学会年報』となって現在に至っています。つまり、『中部哲学会会報』から『中部哲学会年報』まで通して50号ということです。

昭和52年度の『中部哲学会会報』第10号の記述から見ると、その年の総会で委員長が名古屋大学の藤野渉氏から、南山大学の宮内璋氏にかわった旨が記されています。その後、機関誌での報告や発行代表者の氏名を見る限り、大鹿一正(名大)、立松弘孝(南山)、黒積俊夫(名大)、山田弘明(名大)、服部裕幸(南山)、金山弥平(名大)といった先生方が委員長を務められています。しかし、創立時には委員長、ないしは代表者が誰なのかに関しては、記録がありません。

最近の『中部哲学会年報』は、シンポジウムでの発表論文は別として、大学院生や博士課程修了者などが日頃の研究成果を年次大会で発表し、その後、厳しい査読を経て掲載されるという流れとなっています。古い号では、大学院生とともに、東海・中部地方の大学等のポストに新たに就いた方が、場合によっては依頼によって大会で発表されたものが掲載されていたように思われます。例えば、昭和62年度の第20号は、シンポジウムが、「文化について」(昭和54年度の大会からシンポジウムは「～について」が続いています)で、竹村泰男、服部裕幸、吉田千秋の各先生が寄稿されています。研究論文としては、当時名大大学院生であった小沢孝、平田一郎の先生方の他、竹田純郎、気多雅子の両先生の御寄稿も見られます。第50号をきっかけに初心に戻り、このように個人研究発表として、各大学で教授する立

場にある方々の御寄稿も大いに期待したいところです。

最後に蛇足ながら、『中部哲学会年報』第50号に当たり、現在、大学という教育機関において哲学が置かれている「危機的」状況に関して、私が<哲学会>(the society of philosophy)の一員としてどのように考えているか、一言添えておきたいと思えます。

某ノーベル賞受賞者の発言から基礎研究の大切さが強調され始めていますが、それ以前にわれわれ人文科学の研究者にとっては、人文科学を学び、研究することの権利、さらには「哲学への権利」ということの重要性を訴えることの必要性を感じています。現代の社会的状況やグローバル化、IT化、学際化に対応できずに、自分に都合のよい権利ばかりを唱えることは物笑いの種に過ぎませんが、しかし、大学にて「哲学」を学びたいという学生たちの根源的欲求や、さらには民主主義社会における哲学的問いの不可避性を考えるにつけ、われわれ自身が「哲学への権利」の砦となっていかなければならないと考えております。

そもそも自らの学問研究の意義を訴えるということには、自分自身がそのような研究をしていることの正当化と、そもそも自らが取り組んでいる当該の学問研究の意義を証明することとを混同するという危険が付きまといまいます。前者の問いに対する答えは、全くトリビアなものでよいわけです。しかし、後者の問題は当該の学問の存立自体に関わるものです。

数学研究を例にとって考えるならば、例えば極めて抽象度の高い数学の問題に取り組んでいるとして、それが一つの理論体系として成長し、たまたま経済活動の予測に応用でき、具体的な有用性があることが分かったとします。しかし、それでもそのような純粋数学の研究の目的が、その応用における有用性にある、あるいはそのような研究の動機自体がその有用性にあるとしたならば、学問研究のあるべき姿としていかなるものでしょうか。

さらには、ある分野の学問研究の意義が、その応用における有用性にあり、しか

も資金的サポートも国民から徴収した税金によって賄われる故に、その配分の基準が有用性や応用性に求められるとしたならばいかがでしょう。もちろん、私は、そのような有用性や応用性の重要性を否定するものではないのですが、学問研究そのものの文化的意義というものも当然あるでしょうし、特に大学での哲学研究には、独自の社会的、実践的意義があると思います。つまり、単に個人的な学問関心や人生上の悩みから哲学研究を志すということもあろうかとは思いますが、しかし、社会的問題や道徳的問いから哲学を志すということもあるでしょう。哲学は少なくとも最も基本的で、自明となっている事柄に注目し、思索するという営みだとすると、そういった営みの本質は、徹底的にドグマを疑い、根本的な事柄に関する問いを立てることであるといつてよいでしょう。そのような哲学の問いの場合には、学問の原理を問い、道徳的善悪を問い、社会的正義を問うこと自体、思想信条自由や言論の自由といった社会的自由が前提となっているでしょうし、そのような原理的問いを大学という制度の中で実践できるということは、その社会の民主主義的成熟度を表しているといつて良いでしょう。この点を私たちは、社会に対してしっかりと訴えていかねばならないと思います。

その意味においても、中部哲学会の会員の皆様方におかれましては、会の運営に関しまして、今までにもましてご支援賜りますようお願いいたします。